別表十三(九) 「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		は得した試験で る明細書	工 又	業年月 は連編 業年月	洁		•	法人名	(
賦	課	金	の 額	i 1		· H						帳 覆金 都		円
同資	上のう 産の取	ち 既 に 試 得 等 に 充	験研究用てた金額	2			圧額縮の	取:	<i>のう</i> 得等	ち 固 に 充	固定資	€ 産 Ø	6	
差		武 課 金 (1) — (2)	全の額	i 3			限計度算	圧 (縮 (6) 又 (限 は ((6	· 6)— 1	ぎ	7	
取往	事した試	:験研究用]	資産の種類	i 4			圧	縮	限 (5)		超 7)	過	8	

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00373」
- ③ 「適用額」欄:「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)